

令和3年度介護保険事業所集団指導

雲南広域連合介護保険課

I 令和3年度の法改正に伴う周知事項について

各種サービス共通事項

(1) 常勤換算方法について

令和3年度より、「母性健康管理措置」、「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法で常勤の職員が勤務すべき時間数を満たすものとし、1として取り扱うことが可能となりました。

(2) 常勤について

令和3年度より、人員基準において常勤要件が設けられている場合、職員が労働基準法における「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、育児・介護休業法における「育児休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準を求められる資質を有する複数の非常勤職員を常勤の職員の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能となりました。

(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて

【経過措置 令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。)

※令和4年度からはeラーニングでの受講が可能となります。詳細は島根県から案内があります。

※当該義務付けの対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修1級課程・2級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、認知症の介護等に係る研修を修了した者(認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修)等

※認知症サポーター養成講座の修了者は含まれません。

※事業所が新たに採用した従業者については、資格がない場合は1年以内に受講させること。

※研修情報 島根県福祉人材センター

<https://www.shimane-fjc.com/>

(4) ハラスメント対策の強化について

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。

〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行うてはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発する。
- ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のため窓口を定め、職員に周知する。

※参考 介護現場におけるハラスメント対策（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

(5) 業務継続計画の策定等について

【経過措置 令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

※感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画の策定が必要です。

※事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上、ただし施設系は年2回以上）に実施しなければなりません。

※事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。

※参考 介護施設・事業所における業務継続計画の作成に関する動画・ガイドラインについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

経過措置期間はありますが、できるだけ早期の計画策定をお願いします。

(6) 感染症対策の強化について

【経過措置 令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、施設や事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じなければなりません。

※施設系サービスについては、現行の委員会の開催、指針の整備、定期的（年2回以上）な研修の実施に加え、**定期的（年2回以上）な訓練の実施**が必要となりました。

※その他のサービスについては、「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること」「事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること」「職員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること」が必要となりました。

(7) 虐待の防止について

【経過措置 令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載が必要になりました。

II その他の周知事項

(1) 雲南広域連合への提出書類について

事業所新規指定・更新申請・変更届・役員名簿、誓約書等の押印は廃止し、提出書類も簡略化していますので、提出時ホームページをご確認ください。

運営規定については従業者の員数について、人員基準を満たす範囲内において、「〇〇人以上」と記載することで変更の届出は年1回で足りることとなっています。

介護給付費算定にかかる届出様式が一部改正となっています。

詳しくは下記をご確認ください。

厚生労働省該当ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

変更内容（新旧対照表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000914898.pdf>

勤務形態一覧表については、基本的に統一様式としますのでホームページからダウンロードし活用してください。

各種加算等自己点検シート及び要件等一覧掲載先

厚生労働省該当ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

事故報告書の様式も統一様式が変更されていますのでご確認ください。

その他各種申請書も押印を廃止しています。関係事業所へは別途お知らせしますが、ホームページもご確認ください。（押印があっても受付はします。）

受領委任払いの委任状や承諾書等については、これまでどおり押印が必要です。

※参考 令和3年度の各事業所における事故報告件数
令和4年2月末時点

事故の種別		件数
1	死亡事故	2
2	死亡事故以外	83
内 訳	骨折	63
	打撲・捻挫・挫傷	6
	切傷・擦過傷	10
	誤嚥・誤薬・異食	0
	感染症・結核	0
	失踪・徘徊	0
	交通事故	0
	その他	4
合計		85

(2) 事業所実地指導について

令和元年度移行居宅介護支援事業所以外計画通り実地指導ができておりません。令和4年度以降も状況をみながらとなりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年2月以降の行政処分が行われた事例を紹介しますので事業所内のすべての職員に情報の共有をお願いします。

①

サービスの種類：小規模多機能型居宅介護

処分内容：指定の取り消し

介護保険法に基づく返還請求額：約2,100万円

処分理由：介護給付費の不正請求

厚生労働大臣が定める研修を修了した介護支援専門員の配置の必要性とその配置基準を満たしていなければ、介護報酬を3割減算しないといけないという認識がありながら、減算請求を行わず、介護支援専門員証未交付の介護支援専門員を雇用することや、退職済の介護支援専門員が在職しているように虚偽の報告を行うことで、配置しているように偽装した。

また、介護報酬の加算（介護職員処遇改善加算）についても、加算の算定額に相当する賃金改善が行われておらず、算定要件を満たしていないにも関わらず、加算を取得し、ともに5年以上の違反が確認でき、指定を取り消した。

②

サービスの種類：訪問介護、訪問型サービス

処分内容：指定の取り消し

処分理由：①34名の利用者に対する訪問介護について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、これを行った旨の記載をした虚偽のサービス提供記録を作成し、そのサービス提供記録に基づき居宅介護サービス費を請求した。②監査において、サービス提供を行っていないにもかかわらずこれを行った旨のサービス提供記録を作成し、虚偽の報告を行った。

事業者に対する経済上の措置：不正に請求し受け取った介護給付費89,416,108円を返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加算して支払わせる。

③

サービスの種類：通所介護

処分内容：指定の取り消し

処分理由：①不正請求 ア介護職員処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、介護職員の賃金改善を実施していない。イ 看護職員の人員欠如があったにもかかわらず、サービス提供体制強化加算の減算の手続きを行っていない。ウ 勤務実態のない虚偽の勤務記録を作成し、サービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録を作成した。②人員基準違反 勤務実態のない虚偽の勤務記録を作成し、基準を満たしているように装った。③虚偽答弁 事情聴取において、徴収した書類に虚偽答弁は無い旨の証言を行った。

④

サービスの種類：認知症対応型共同生活介護（介護予防）

処分内容：指定の取り消し

処分理由：①医療連携体制加算Ⅲについて、当該事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していることという加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領した。②介護職員処遇改善加算Ⅰについて、①による請求分も含めた額に所定の乗算することで、当該加算を不正に請求し、受領した。③監査において、代表取締役及び管理者は、管理者及び看護師の出勤状況等に関する質問に対し虚偽答弁を行った。

事業者に対する経済上の措置：10,269,599円（加算金を含む）の返還

(3) 新型コロナ感染症への対応について

高齢者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者については、事業の継続を要請するものとされており、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

なお、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、保健所の指示により、入院等の感染者への対応や消毒等の感染拡大防止を行うと同時に、感染者以外の利用者（濃厚接触者となった利用者も含む。）に対して、サービス提供を継続することが求められます。随時、厚生労働省・島根県からの通知をご確認ください。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、利用者が希望する、もしくは利用者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービス等において不当に制限することがないようにしてください。

※参考 介護事業所等における新型コロナ感染症への対応等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

※新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度主任介護支援専門員更新研修受講要件の臨時的な取扱いについて（島根県）

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/sidou/R3syudanshido.data/R3syudan_R4syuninkeamanejukoutokurei.pdf

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援として、①多床室の個室化に要する改修費②簡易陰圧装置の設置に要する費用③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用 に対する補助があります。（対象は入所系介護施設・事業所）

面会室の整備の補助が拡充されます。例）密を避けるための面会室の複数設置や拡大。面会室における簡易陰圧装置、換気設備の設置。面会室がない場合の新規整備等。対象は今年度と変更なし。

(4) 記録の整備及び保存について

事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

基準上2年間となっていますが、雲南広域連合は5年間としています。

「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

(5) 利用者への説明・同意等に係る見直しについて

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明及び同意について、以下のとおり見直しがされています。

書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。電子署名や同意の意思をメール等で示された場合、それらの保管により書面による署名・押印に代えることができる。

法務省ホームページ（押印についてのQ&A）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(6) 介護職員の処遇改善（加算・補助金）

令和4年度計画書提出締め切り 令和4年4月15日

島根県該当ページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/s hidou/R3syudanshido.data/R3syudan_syogukaizenkankei_syuusei.pdf

様式

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/r4syoguukankeikaku.html

(7) その他

島根県の集団指導資料も必ずご確認ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/s hidou/R3syudanshido.html